

食安輸発0206第1号
平成27年2月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産ひよこ豆及びその加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成27年2月3日付け食安輸発0203第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、インド産ひよこ豆から基準値を超えるグリホサートを検出したことから、同通知の別表1のインドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ひよこ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		グリホサート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるグリホサートが検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。